

里親になりませんか！

様々な事情で、家庭で生活できない子ども達を、自分の家庭に迎え入れ養育してくださるのが里親制度です。

養育に適した環境に住まわれ、子どもへの理解と愛情、養育に対する熱意のある方々を求めています。

里親になりたい方、里親制度や要件等について詳しく知りたい方は、室蘭児童相談所または日高町役場子育て福祉課にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

- ・北海道室蘭児童相談所
014314414152
- ・日高町役場子育て福祉課
014561216183

自賠責保険・自賠責共済のご案内

【知らなかったでは済まされない！まさかのための「自賠責」】

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加えが義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなど十分に理解・認識することがとても大切です。

【自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！】

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですので、ご注意ください。

▼お問い合わせ先

- 国土交通省北海道運輸局
014314413012

個別的労使紛争あっせん制度について

【労働者個人と使用者間のトラブル解決を支援します】
【個別的労使紛争のあっせん】

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ofsms/>
をご覧ください。

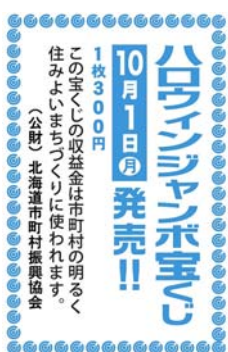
「あっせん」窓口（相談・申請）※来庁される場合は事前にご連絡ください。

▼お問い合わせ先

- 北海道労働委員会事務局調整課
011120415667
- 月々金曜日
8時45分～17時30分
（祝日、年末年始を除く）
住所 〒06018588
札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館10階

※一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

- フリーダイヤル
012018116105
- 月々金曜日
17時～20時
土曜日13時～16時
（祝日、年末年始を除く）
社会保険労務士が対応します。



10月1日発売!!
1枚300円
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます
(公財) 北海道市町村振興協会

広告

働き方改革
関連法について

【事業主の皆さまへ】

働き方が変わります！

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

①時間外労働の上限規制

(月45時間、年360時間)が導入されます。

(施行：平成31年4月1日)

②年次有給休暇の確実な取得

(毎年5日、時季を指定)が必要ですが。

(施行：平成31年4月1日)

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差(基本給や賞与など)が禁止されます

(施行：平成32年4月1日) 詳細は北海道労働局ホームページをご覧ください。

https://site.nhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourai_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourai_seido/_120025.htm

▼お問い合わせ先

北海道労働局

011-709-1231

巡回行政相談所
を開設します

10月15日(月)から21日(日)

は「行政相談週間」です。行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間で立って、その解決を図るものです。相談は、無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

●日時/場所

門別地区

10月18日(木)

・10時～12時

・13時～15時

門別公民館 ミーティングルーム

10月19日(金)

・10時～12時

富川公会堂 2階小会議室

日高地区

10月18日(木)

・10時～15時

サン・ポッケ

●担当相談員

門別地区行政相談員

日高地区行政相談員

▼お問い合わせ先

日高町役場 住民課 住民G

014561216182

日高総合支所 地域住民課

総務・税務・住民G

014571612001

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

10月の相談日：23日(火)

□事前予約制 電話 014614218373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時30分～午後4時

□相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム

日高町門別本町210番地の1

【新ひだか町での開催】

10月の相談日

1日(月)・3日(水)・10日(水)・15日(月)・17日(水)

22日(月)・24日(水)・29日(月)・31日(水)

□事前予約制 電話 014614218373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時～午後3時

□相談場所 ひだか弁護士相談センター

新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

10月の相談日：2日(火) 午後1時30分～午後3時

23日(火) 午前11時～午後0時30分

□事前予約制 電話 014571212222

(平取町役場まちづくり課広報広聴係)

□予約受付 平日の午前9時～午後5時

□相談場所 ふれあいセンターびらとり

平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

広告